

平成十八年十一月三十日提出
質問第一九九号

消費者金融が利用者に参加させる生命保険に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

消費者金融が利用者に加入させる生命保険に関する質問主意書

消費者金融が利用者に加入させる生命保険（消費者信用団体生命保険、略して消費者団信）に関して以下、お尋ねする。

- 一 直近一年間で消費者団信の被保険者で自殺をした人数（実数）を明らかにされたい。そのうち、消費者金融に保険金が支払われた人数（実数）と保険金が支払われなかった人数（実数）を明らかにされたい。
- 二 仮に一の質問に関して、答弁が出来ない場合、その理由をお示し願いたい。平成十八年十一月二十八日の衆議院財務金融委員会で、渡辺副大臣は、この自殺者の実数の公表について、「再三のご質問でございますので、検討はさせて頂きたいと思えます」と答弁している。どのような検討をして、どのような結果を出すおつもりか。

また、同委員会で同副大臣は「推計、近似値は出すことが可能でございます」と答弁している。ここで答弁した近似値をお示し願いたい。

- 三 金融庁の調査によると、平成十八年三月期、死因等判明件数に占める自殺を原因とする保険金受取件数の比率が、最も高かった社は、三三・三パーセントであった。

1 この比率は一般に比べると、高いとお考えか。

2 この会社に関して、同委員会では、山本金融担当大臣は、「金融庁を総動員でいろいろ打ち合わせしました結果、やはりここに対しては取り立てが厳しいという可能性はある」と答弁している。

取り立てが厳しくて自殺に追い込んだとすれば問題と考える。この会社を調査すべきと考えるがいか
が。

3 この会社名をお示し願いたい。非公開の場合は、その理由をお示し願いたい。

四 商法六百七十四条における生命保険加入の同意、保険業法百条の二及び保険業法施行規則五十三条の七における「重要な事項の顧客への説明」（重要事項説明）に関してお尋ねする。

消費者団信に利用者を加入させていたすべての貸金業者は、これまで加入の同意と重要事項説明に関して法令を遵守していたか。政府は法令順守を確認しているのか。法令違反の疑いがあるケースがあれば、お示し頂くと同時に対応策もお教え願いたい。

五 以上、実態を明らかにした上で、消費者団信の運用が、自殺者増加につながったのか否かに関して内閣の見解を問う。

右質問する。